

前橋市福祉医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正案	令和3年前橋市条例第27号による改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子ども、<u>重度心身障害者、高齡重度障害者</u>、母子家庭の母と子、父子家庭の父と子及び父母のない子の健康管理の向上に寄与するため、これらの者が社会保険等で医療を受けた場合に自己負担をしなければならない費用を福祉医療費として支給し、その福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 この条例において「<u>重度心身障害者</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する者(次項に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(1) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。次条において「令」という。)</u>別表第3の一級の項に掲げる障害に該当する障害を有する者</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>4 この条例において「<u>高齡重度障害者</u>」とは、<u>高齡者医療確保法第50条、第55条又は第55条の2の規定により、群馬県後期高齡者医療広域連合(以下「広域連合」という。)</u>が行う後期高齡者医療の被保険者で前項第2号から第6号までのいずれかに該当する障害を有するものをいう。</p> <p>5～9 省略</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としな</u>い。</p> <p>(1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者(その保護を停止されている者を除く。)</u></p> <p>(2) <u>法令又は制度等により一部負担金に相当する金額の全部の支給を受けている者</u></p> <p>(3) <u>第1項第2号若しくは第3号又は前項各号</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子ども、<u>重度心身障害者</u>、母子家庭の母と子、父子家庭の父と子及び父母のない子の健康管理の向上に寄与するため、これらの者が社会保険等で医療を受けた場合に自己負担をしなければならない費用を福祉医療費として支給し、その福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 この条例において「<u>重度心身障害者</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する者(次項に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(1) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3の一級の項に掲げる障害に該当する障害を有する者</u></p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>4 この条例において「<u>高齡重度障害者</u>」とは、<u>高齡者医療確保法第50条又は第55条の規定により、群馬県後期高齡者医療広域連合(以下「広域連合」という。)</u>が行う後期高齡者医療の被保険者で前項第2号から第6号までのいずれかに該当する障害を有するものをいう。</p> <p>5～9 省略</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としな</u>い。ただし、<u>第2号から第5号までのいずれかに該当する者であって、その費用の一部又は全部を負担したものは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者(その保護を停止されている者を除く。)</u></p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援医療費の支給、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)による更生医療の給付、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は児童福祉法第20条第1項の規定による療育の給付若しくは同法第19条の2第1項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給を受けることができる者</u></p> <p>(3) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法</u></p>

のいずれか(同項第3号に該当する者にあつては、第1項第2号又は第3号に該当するものに限る。)に該当する者(次号において「重度心身障害者等」という。)のうち、前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。次号において同じ。)が令第7条に規定する額を超えるもの

(4) 重度心身障害者等のうち、前年の所得が令第2条第2項に規定する額以上である配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者と同一の世帯に属するもの

4 前項第3号に規定する所得の範囲については、令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法については、令第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「合計額から8万円を控除した額」とあるのは「合計額」と、同条第2項第1号中「、第2号、第4号」とあるのは「から第4号まで」と、「医療費控除額」とあるのは「医療費控除額、社会保険料控除額」と、同項第2号中「第34条第1項第6号に規定する控除」とあるのは「第34条第1項第6号に規定する控除(同法に規定する同一生計配偶者又は扶養親族である障害者に係るものに限る。)」と読み替えるものとする。

5 第3項第4号に規定する所得の範囲については、令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法については、令第5条の規定の例による。

(受給資格の更新)

第5条 前条第2項の規定により受給資格者証の交付を受けた者又は保護者等は、有効期間の満了後引き続き福祉医療費の支給を受けようとするときは、市長に申請し、支給を受ける資格の更新について認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を行った者について、支給を受ける資格があると認めるときは、有効期間の更新を行うものとする。更新を行った有効期間が満了する場合についても、同様とする。

3 市長は、前項の規定により有効期間の更新を行ったときは、更新後の有効期間を付して、新たな受給資格者証を交付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長は、有効期間が満了する受給資格者証の取得者について、支給を受ける資格があると認めるときは、第1項の規定による申請がない場合であっても、有効

律(昭和25年法律第123号)又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による医療の給付を受けることができる者

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項の規定による特定医療費の支給を受けることができる者

(5) その他の法令又は制度等により一部負担金に相当する金額の支給を受けることができる者

(有効期間の更新)

第5条 市長は、前条第3項の有効期間が満了する受給資格者証の取得者について、支給を受ける資格があると認めるときは、有効期間の更新を行うものとする。更新を行った有効期間が満了する場合であっても、また同様とする。

2 市長は、前項の規定により有効期間の更新を行ったときは、新たな受給資格者証を交付するものとする。

期間の更新を行い、更新後の有効期間を付した新たな受給資格者証を交付することができる。

(受給資格者証及び減額認定証の提示)

第6条 第4条第2項又は前条第3項若しくは第4項の規定により受給資格者証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、保険医療機関等で医療を受ける際は、社会保険関係法に規定する電子資格確認又は被保険者証、組合員証若しくは加入者証の提示により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、次に掲げる書類を提示しなければならない。

(1)～(2) 省略

(支給の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、福祉医療費の額を決定し、当該額を申請者に支給するものとする。ただし、当該医療に対し、社会保険関係法に規定する高額療養費又は高額介護合算療養費の給付、付加給付その他の法令又は制度等による給付があるときは、一部負担金からその額を控除した額を支給するものとする。

2 省略

(届出の義務)

第9条 受給資格者は、次に掲げる事項に該当したときは、その旨を、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 省略

(2) 第4条第1項又は第5条第1項の規定による申請の内容に変更があったとき。

(3)～(5) 省略

2 省略

(受給資格者証及び減額認定証の提示)

第6条 第4条第2項又は前条第2項の規定により受給資格者証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、保険医療機関等で医療を受ける際は、社会保険関係法に規定する電子資格確認又は被保険者証、組合員証若しくは加入者証の提示により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、次に掲げる書類を提示しなければならない。

(1)～(2) 省略

(支給の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、福祉医療費の額を決定し、当該額を申請者に支給するものとする。ただし、当該医療に対し第3条第3項第2号から第5号までに掲げる法令若しくは制度による給付又は社会保険関係法に規定する高額療養費若しくは高額介護合算療養費の給付、付加給付等があるときは、一部負担金からその額を控除した額を支給するものとする。

2 省略

(届出の義務)

第9条 受給資格者は、次に掲げる事項に該当したときは、その旨を、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 省略

(2) 第4条第1項の規定による申請の内容に変更があったとき。

(3)～(5) 省略

2 省略